

多摩市営駐輪場

指定管理者募集要項

令和7年6月

多摩市

目 次

1	公募の趣旨	1
2	対象施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行なう業務等の範囲	2
5	指定管理者の収入と市への納付金	2
6	利用料金	2
7	応募資格	3
8	欠格事項	4
9	公募から業務開始までのスケジュール	5
10	申請書の受付	5
11	申請書類	6
12	申請にあたっての留意事項	7
13	審査及び選定に関する事項	8
14	協定に関する事項	10
15	関係書類	11
16	問合せ先	12

多摩市営駐輪場指定管理者募集要項

1 公募の趣旨

多摩市では、市民サービスの向上及び多摩市営駐輪場の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、多摩市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年多摩市条例第31号）及び多摩市営駐輪場条例（平成8年多摩市条例第18号）第5条の規定に基づき、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

2 対象施設の概要

名称	永山駅駐輪場	永山駅北駐輪場	北諏訪小南駐輪場
位置	多摩市永山一丁目5番地	多摩市諏訪一丁目82番地3	多摩市諏訪二丁目地内
延面積	1,670 m ²	39 m ²	128 m ²
駐車台数	1,104 台（自転車 922、二輪車 182）	原付 23 台	自転車 77 台
形式	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 建物内（自走式1層）	屋根アルミ造、平面式 （自走式1層）	屋根アルミ造、平面式 （自走式1層）
竣工時期	平成9年1月	平成27年3月	平成28年3月

名称	多摩センター駅東駐輪場	多摩センター駅西駐輪場
位置	多摩市落合一丁目13番地5	多摩市鶴牧一丁目19番地2
延面積 （敷地面積）	1,780 m ²	2,552 m ²
駐車台数	1,055 台（自転車 872、原付 183）	1,669 台（自転車 1,337、二輪車 332）
形式	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、 立体自走式2階2層式	鉄骨造、立体自走式3階3層式
竣工時期	昭和56年3月	平成5年3月

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 指定管理者が行なう業務等の範囲

- (1) 各駐輪場の利用の許可及び制限に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他市長が特に必要と認める業務

※ 詳細は、別冊「多摩市営駐輪場指定管理者要求水準書」のとおり。

5 指定管理者の収入と市への納付金

- (1) 駐輪場利用に係る料金は指定管理者の収入とします。ただし、収入から駐輪場の管理運営に要する経費を差し引いた額の指定割合を多摩市へ納付します。
- (2) 前項の指定割合は4割以上とします（一元未満の端数金額は切り捨てとします）。
事業計画書（様式3）にて指定管理期間中の指定割合を設定し提案してください。
- (3) 上記納付金は多摩市の指定する納付書又は納入通知書にて、毎年度終了後60日以内に納付して下さい。

6 利用料金

多摩市営駐輪場条例に定める額の範囲内で利用料金を設定し提案してください。

指定管理者は利用料金収入により独立採算的に管理運営を行うこととなります。利用料金の額は、条例で定める範囲内において、指定管理者が多摩市の承認を得て定めることとします。

多摩市営駐輪場条例で定める額（別表第4）及び駐輪場の種別（別表第2）については、令和7年第2回多摩市議会定例会において、条例改正を予定しています。以下の内容についても加味し提案してください。

※令和7年第2回多摩市議会定例会での議決については、令和7年6月末を予定

○ 一時利用（改定案）

車種	現行	改定後	増額	駐輪スペース (幅目安、mm)	増加率
自転車	¥100	¥110	¥10	400	1.1
原動機付自転車	¥160	¥220	¥60	800	1.4
自動二輪車	¥210	¥330	¥120	1200	1.6

・一時利用料金上限額改定案の考え方

自転車の料金改定は市民生活に直結するため、本改定においても市民への影響を最小限に留めるため1.1倍の110円とする。また、原動機付自転車及び自動二輪車の駐輪幅員は大型化しており、自転車と比較して原動機付自転車は2倍、自動二輪車は3倍を要する。その比率に基づき原動機付自転車220円、自動二輪車330円を上限額とする。

○定期利用（改定案）

車種	単位	現行	改定後	増 額	1 か月利用回数目安	増加率
自転車（一般）	1 か月	¥1,920	¥2,200	¥280	20回	1.15
自転車（学生）		¥850				
原動機付自転車		¥3,410	¥4,400	¥990	20回	1.29
自動二輪車		¥4,480	¥6,600	¥2,120	20回	1.47

・定期利用料金上限額改定案の考え方

定期利用の料金（改定後）は、1 か月あたりの利用回数目安を20日と設定し、一時利用料金（改定後）×1 か月あたりの利用回数目安（20日）＝定期利用料金上限額とする。3、6か月定期利用及び自転車の学生定期は条例上からは削除するものの、利用料金上限額に基づいて柔軟に提案してください。

また、駐輪場内の混雑緩和による利用環境向上のため、駐輪場内のエリアによる料金差の設定等、これまでの運用とは異なる斬新な提案を求めています。

○駐輪場の種別（改正案）

名 称	種別（改正前）	種別（改正後）
北諏訪小南駐輪場	有料自転車駐輪場	有料自転車駐輪場
永山駅北駐輪場	有料原動機付自転車駐輪場	有料原動機付自転車駐輪場
永山駅駐輪場	有料自転車等駐輪場	有料自動二輪車等駐輪場
多摩センター駅東駐輪場		
多摩センター駅西駐輪場	有料自動二輪車等駐輪場	

※用語の定期については、多摩市営駐輪場条例を参照

・駐輪場の種別改正案の考え方

永山駅駐輪場及び多摩センター駅東駐輪場について、施設の規模から自動二輪車を駐輪できる環境を整え、利用者の利便性を向上する。

7 応募資格

(1) 団体であること（法人格の有無は問わない）

ア 応募団体は、団体若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とします。

イ グループで応募する場合、グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めてください。

ウ グループの構成団体は、別のグループの構成団体となり又は単独で応募することはできません。

(2) 管理手法の制限

グループで応募する場合においては、5施設を一体的に管理するものとし、施設単位の単体

管理は不可とします。

(3) 過去5年又は現在において、駐輪場の管理運営業務について実績があること。

(4) 応募することができない団体

多摩市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第3条第2項の各号に規定する以下の事項に該当する団体は、応募することができません。

ア 多摩市議会議員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体

イ 多摩市長若しくは多摩市副市長又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）

ウ 多摩市教育委員会委員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）

8 欠格事項

多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第5条の各号に規定する以下の事項に該当する団体は、指定管理者の候補者又は指定管理者になることはできません。

(1) 手続条例第3条第2項各号に規定する団体

(2) 当該団体の責めに帰すべき事由により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けてから2年を経過しない団体

(3) 当該団体の役員（法人ではない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている団体

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく更生手続開始の申立ての手続をしている団体

(6) 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体

(7) 当該団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は当該団体の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である団体及びそれらの利益となる活動を行う団体

(8) その他、市長が指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定することが適当でないと認める団体

9 公募から業務開始までのスケジュール

公募から業務開始までのスケジュールは、以下を予定しています。

(1) 募集要項等の周知、現地見学会申込受付	令和7年6月3日（火）～6月11日（水）
(2) 現地見学会	令和7年6月13日（金）
(3) 公募に関する質問の受付	令和7年6月13日（金）～6月19日（木）
(4) 公募に関する質問の回答	令和7年6月26日（木）
(5) 申請書の受付	令和7年6月27日（金）～7月3日（木）
(6) 事前審査の実施	令和7年7月中旬
(7) 事前審査結果の通知	令和7年7月下旬
(8) 審査（プレゼンテーション）	令和7年7月31日（木）
(9) 候補者の選定及び選定結果の通知	令和7年8月下旬
(10) 情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問	令和7年10月中旬
(11) 仮協定の締結	令和7年11月上旬
(12) 指定管理者の指定の議決	令和7年12月下旬
(13) 指定管理者の指定	令和7年12月下旬
(14) 本協定の締結	令和8年1月中旬
(15) 引継ぎ	令和8年1月中旬～令和8年3月31日
(16) 指定管理者の業務開始	令和8年4月1日～

10 申請書の受付

(1) 募集の周知

募集要項、要求水準書及び関係書類については、多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。

（多摩市公式ホームページ <https://www.city.tama.lg.jp> ）

(2) 現地見学会

ア 開催日時

令和7年6月13日（金）13時30分～16時（予定）まで

イ 開催場所

多摩センター駅西駐輪場⇒多摩センター駅東駐輪場⇒永山駅駐輪場⇒北諏訪小南駐輪場⇒永山駅北駐輪場

※集合場所は多摩センター駅西駐輪場

ウ 参加申込

令和7年6月11日（水）12時までに、現地見学会参加申込書（様式4）を、下記メ

メールアドレス宛てに電子メールにて送付してください。不着等の防止のため、送付後、下記問い合わせ先の担当者宛に電話連絡をしてください。

電子メールの件名は、「現地見学会申込み」としてください。

メールアドレス（道路交通課交通係）：tm284100@city.tama.tokyo.jp

エ 留意事項

- ・参加人数は、1団体につき2名までとします。
- ・実施当日は、募集要項等、公開済み資料等を持参してください。
- ・申込団体多数の場合は、期間外の日時を新に設定する場合があります。
- ・申請書の提出にあたって、現地見学会への参加は必須ではありません。
- ・移動手段はご自身で準備をお願いします。

(3) 質問の受付及び回答

募集要項、要求水準書及び関係書類の内容に関する質問を受付けます。

ア 受付期間

令和7年6月13日（金）から6月19日（木）まで

イ 提出方法

上記受付期間内に、質問書（様式5）に記入の上、上記（2）ウのメールアドレス宛てに電子メールにて送付してください。

電子メールの件名は「指定管理に関する質問の送付」としてください。なお、窓口及び電話での質問には応じられません。不着等の防止のため、送付後、下記問合せ先の担当者宛に電話連絡をしてください。

ウ 回答

全ての質問と回答を取りまとめた上、令和7年6月26日（木）までに、多摩市公式ホームページに掲載します。

(4) 申請書の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。申請書類は、持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、不着等の防止のため、送付後、下記の担当者宛に電話連絡をしてください。また、下記の提出期限内の必着をお願いします。

ア 申請書の受付日

令和7年6月27日（金）～7月3日（木）午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

多摩市関戸6丁目12番地1 多摩市役所東庁舎2階
都市整備部道路交通課交通係

1.1 申請書類

申請時に以下のとおり書類を提出してください。提出部数は12部（原本1部、コピー11部）

です。ただし、(1), (2), (3)は提出部数1部とします。また、CDまたはDVDによる電子データをあわせて提出してください。

- (1) チェックリスト 【提出部数：1部】
- (2) 指定管理者指定申請書（施行規則第1号様式） 【提出部数：1部】
- (3) 指定申請に係る誓約書（様式1） 【提出部数：1部】
- (4) 団体概要（様式2）〔※グループの場合、グループ応募構成書（様式2-2）へ記載の上、全ての団体について団体概要が1枚ずつ必要〕
- (5) 事業計画書（様式3）
 - ① 基本的な考え方（様式3-2）
 - ② 組織の安定性及び人員体制（様式3-3）
 - ③ 管理運営（様式3-4）
 - ④ 事業・サービス（様式3-5）
 - ⑤ コスト（様式3-6）
 - ⑥ その他（様式3-7）
 - ⑦ 収支計画書※（様式3-8）
 - ※ 収支計画書は、指定期間中の各年度について提出してください。
 - ⑧ 団体実績（様式3-9）
- (6) その他
 - ① 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
 - ② 申請書を提出する日に属する事業年度の事業計画書及び過去2ヵ年の事業報告書
 - ③ 当該法人の登記簿謄本（法人格のない団体は、その構成状況を表す書類で可）
 - ④ 過去3ヵ年の法人税納税証明書及び消費税納税証明書（納税義務のない団体は、その旨の申立書（様式6）
 - ⑤ グループの場合、グループ結成の協定書等

1.2 申請にあたっての留意事項

- (1) 接触の禁止
選定委員会委員及び本件に係る多摩市職員に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。
- (2) 重複提案の禁止
応募1団体に対して、提案は1案とします。複数の提案は出来ません。
- (3) 提案内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
- (4) 虚偽の記載をした場合の無効
応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (5) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募団体の負担とします。

(7) 提出書類の取扱い・著作権

多摩市が提示する設計図書の著作権は多摩市及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、多摩市は、本事業において選定結果を公表する場合その他必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。また、提出された応募書類は、多摩市情報公開条例における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。公開の可否は、同条例に基づき市が決定します。

(8) 追加書類の提出

多摩市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(9) 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出してください。

(10) グループ構成団体の変更

グループで応募する場合、書類提出後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

1.3 審査及び選定に関する事項

指定管理者の候補者の選定は、次の手順により行います。

(1) 応募書類の事前審査

団体から提出された応募書類の確認と資格審査を、道路交通課が行います。

(2) 選定審査会による審査

多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会及び多摩市営駐輪場指定管理者選定審査会設置要綱(以下「要綱」という。)に基づき設置された多摩市営駐輪場指定管理者選定審査会(以下「選定審査会」という。)が、応募団体から提出された提案内容を選定基準に基づき、事前審査(書類審査)を行い、上位3団体程度を選出します。

下記選定基準の、評価項目ごとに、各審査委員により1点から5点で採点し、比重の値を乗じた合計点で審査します。なお、同点で順位付けを明確にする必要が有る場合は、審査会委員の投票で決定します。投票においても同数の場合は審査会長により決定します。

事前審査の結果は、7月下旬頃に全応募団体へお知らせします。グループで応募した場合は、代表団体宛にお知らせします。なお、事前審査通過団体に対して、補足説明資料を求める場合があります。

(3) 選定委員会による審査

要綱に基づき設置された多摩市営駐輪場指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、事前審査通過団体について、団体から提出された応募書類及びプレゼンター

ション・ヒアリングにより、提案内容等を選定基準に基づき点数化し、順位付けし、その結果を選定審査会に報告します。

下記選定の基準の、評価項目ごとに、各選定委員により1点から5点で採点し、比重の値を乗じた合計点で審査します。なお、同点で順位付けを明確にする必要が有る場合は、選定委員の投票で決定します。投票においても同数の場合は委員長により決定します。

(4) 選定審査会による予定候補者の決定

選定委員会からの審査結果の報告を踏まえ、選定審査会が指定管理者予定候補者を決定します。予定候補者の決定結果については、8月下旬頃に事前審査通過団体へ通知する予定です。グループで応募した場合は代表団体宛に通知します。

(5) 候補者の選定

審査会からの審査結果の報告を受け、第1位順位の予定候補者と協議を行い、合意が得られた予定候補者を、指定管理者の候補者として決定します。

なお、選定結果及び選定委員会の報告については、後日、公表します。

(6) 選定の基準等

	評価項目	評価基準	比重
基本的な考え方	基本方針①	施設の設置目的や業務内容を的確に理解し、公の施設を運営するに相応しい基本方針となっているか	1
	基本方針②	公の施設の管理運営に対し積極的に取り組む姿勢が見られるか	1
組織の安定性及び人員体制	団体の経営状況及び組織体制	経営基盤が安定しており、良好な経営状態であるか、また、駐輪場サービスを提供するため十分な組織体制がとられているか	2
	業務意欲の向上及び研修体制	全職員が意欲的に業務に取り組めるための工夫や研修体制等が示されているか	1
管理運営	施設管理の安全・安定性	同種施設の管理運営業務実績がどの程度あるか。日常の施設の維持管理方法が明確であり、また、適切な照度を確保するなど、多様な利用者にとって安全・安定的な管理運営が可能か	2
	人員配置	効率的な勤務ローテーションが組まれ、安全性・利用者利便性を確保しつつ、管理要員は必要最小限の配置となっているか	2

	快適な環境・衛生管理	安全で快適な利用のための、環境・衛生管理及び省エネルギー対策を行えるか	1
	コンプライアンス	労働関係法令、関係法令・条例等の遵守や個人情報保護や情報公開等の取扱いについて適切な対応を行えるか	1
	危機管理	事故や緊急時等の行動、手順、連絡体制などマニュアル等の整備及び訓練体制が確保されているか	1
事業・サービス	利用促進策	利用者の増加、稼働率の向上及びサービスの質の向上が図られる提案となっているか	2
	料金設定	駐輪場や駐輪場内のエリアによる料金設定や市民割引、学生割引など、定期利用の促進や利用環境向上につながる柔軟な提案や斬新な提案がなされているか	3
	利用者の満足度向上	障がい者や高齢者等の利用について配慮されているか、利用者の要望を反映したサービスの向上、苦情対応など、利用者の満足度向上が図られる提案となっているか、多摩市シェアサイクルと連携する提案となっているか	2
	環境改善	利用しやすい駐輪区画の整理やラック配置など、現状と比較して環境改善が見込まれる提案となっているか	3
	自主事業の実施	施設の設置目的に沿った自主事業の提案となっているか	1
	社会貢献やマナーアップ活動	社会貢献活動を行った実績はあるか、駐輪場利用及び自転車運転のマナーアップ、自転車利用の促進に向けた取り組みはあるか、または、具体的な計画はあるか	1
コスト	収支計画の妥当性	指定管理期間における収入、支出のバランス等、現実的な計画となっているか	2
	市への納付金	市への納付金の額又は指定割合が適切なものとなっているか	1
	具体的な経費削減策	サービスの質を低下させずに経費を削減する具体的な提案があるか、また、物価変動に対する対策は適切か	2
	具体的な収入増加策	収入増加の具体的な提案はあるか	1

1 4 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

指定管理者の候補者に選定された団体と多摩市は、仮協定を締結します。

その後、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を、令和7年12月開催予定の令和7年第4回多摩市議会定例会に提出し、多摩市議会の議決の後、指定管理者として指定します。指定にあたっては指定団体へ文書で通知するとともに、告示並びにたま広報及び多摩市公式ホームページへの掲載により公表します。

議会の議決後に候補者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。協定の発効は、令和8年4月1日とします。

なお、多摩市議会が議決しなかった場合及び否決した場合において、応募者が応募に関して負担した費用（準備行為も含む）は、一切補償しません。

協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた基本協定と、年度ごとの年度協定を締結します。

(2) 基本協定の主な内容

- ア 管理する駐輪場
- イ 指定期間に関する事項
- ウ 管理の基準に関する事項
- エ 事業計画に関する事項
- オ 基本的な業務の範囲
- カ 利用料金に関する事項
- キ 管理の業務に係る個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- ク その他市長が必要と認める事項

(3) 年度協定の主な内容

- ア 当該年度の期間及び業務に関する事項
- イ その他必要事項

(4) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1.5 関係書類

- (1) チェックリスト
- (2) 指定管理者指定申請書（施行規則第1号様式）
- (3) 指定申請に係る誓約書（様式1）
- (4) 団体概要（様式2）

- (5) グループ応募構成書（様式 2－2）
- (6) 事業計画書（様式 3）
- (7) 基本的な考え方（様式 3－2）
- (8) 組織の安定性及び人員体制（様式 3－3）
- (9) 管理運営（様式 3－4）
- (10) 事業・サービス（様式 3－5）
- (11) コスト（様式 3－6）
- (12) その他（様式 3－7）
- (13) 収支計画書（様式 3－8）
- (14) 団体実績（様式 3－9）
- (15) 現地見学会参加申込書（様式 4）
- (16) 質問書（様式 5）
- (17) 納税義務が無い旨の申立書（様式 6）
- (18) 辞退届（様式 7）

1 6 問合せ先

多摩市都市整備部 道路交通課 交通係 規味木・福島

TEL 042-338-6826

Fax 042-339-7754

E-mail tm284100@city.tama.tokyo.jp